

八王子市立檜原中学校 令和7年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R3.2月改定）

八王子市立檜原中学校 いじめ防止基本方針

〇いじめの防止等に関する基本的な考え方

すべての子どもと大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る。どの子ども加害者にも、被害者にもなり得る」という認識のもと、「いじめは、しない・させない・許さない」の徹底を図る。

〇令和7年度の重点項目

- ・学校いじめ対策委員会を中心とした組織的対応の体制の整備
- ・定期的ないじめアンケートを実施（積極的な情報収集・迅速な指導）
- ・生徒の自己肯定感の向上

令和7年度のいじめの防止等に向けた課題

〇生徒

・「いじめはいけないこと」とは口にするが、からかい等、実際の行動につながらないことがある。

・SNS も含め、生徒間のコミュニケーションのとり方が苦手な生徒も多い。

〇教員

・法的ないじめの定義は理解しているが、具体的なケースのいじめの認定の判断が難しい。また法に則った対応の更なる理解と実施が必要である。

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 〇開催日 毎週月曜日 午後3時15分から
- 〇構成員 校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、SC
※生活指導主任が対策委員会のコーディネーターを務めます。
- 〇役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

いじめ対応の流れ

- 早期発見： いじめは大人の目の届きにくいところで発生しやすいので、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。
- 早期解消： いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解消を目指す。
- 未然防止： 学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。

いじめの防止等に関する教員研修

- 4月8日「学校いじめ防止基本方針」と「八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本方針」の共通理解
- 8月29日 重大事態の理解と対応
- 1月8日「いじめへの組織的な対応」

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

- 〇全学級で「いじめに関する授業」を、意図的・計画的に年間を通じて実施。（3回以上）
・「特別な教科道徳」を柱に、教育活動全体を通じた道徳教育を充実。
- 〇自他を大切にする力の育成。
・生徒一人一人に生命を大切にすること、他人を思いやる心、善悪の判断等の人権尊重の精神と規範意識を醸成。

SOS の出し方に関する授業

- 〇SOS の出し方の動画等を活用した授業を全学級で実施。
- 〇ハートフル面談を通し、生徒と教職員との信頼関係の構築や担任意外に相談できる大人をつくる。
- 〇いじめアンケートを通し、継続的に生徒にとって相談できる大人がいるかを確認。

いのちの大切さを共に考える日の取組

- 〇全校集会を通して、「命と人権尊重の大切さ」について校長からの講話を実施。
- 〇7/5(土) 道徳授業地区公開講座を実施し、すべての学級が「命の大切さ」をテーマに道徳の授業を行い、かつ公開し、生徒一人一人に自分の考えを深めさせる。

児童の自己肯定感を高める取組

- 〇体育大会・合唱コンクール・宿泊学習等の行事や、係・委員会活動、部活動等を通して、生徒一人ひとりが達成感や自己有用感、自己肯定感を味わえるような活動とする。
- 〇いじめ防止プログラムの特別授業を、講師を招聘し、毎年、第1学年時に実施。

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の取組の改

地域

- ・学校運営協議会で学校がいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校がいじめ防止等の取組を地域に公開する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。